東京医科歯科大学病院がん先端治療部規則

（令和元年１０月３日
規則第１０６号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院がん先端治療部（以下「がん先端治療部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　がん先端治療部は、病院長の管理の下に、複数の診療部門が集合した組織として本院におけるがん患者を対象とする先端的な診療及び臨床教育・研究を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　がん先端治療部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) がんの集学的治療及び診療ガイドラインに準ずる標準的治療等の実施の支援に関すること。
(2) キャンサーボードの開催に関すること。
(3) 外来がん薬物療法の実施及び抗がん剤の適正使用に関すこと。
(4) がん薬物療法レジメン登録に関すること。
(5) 入院及び外来患者のがん薬物療法に関すること。
(6) 入院及び外来患者の放射線治療に関すること。
(7) がん登録に関すること。
(8) がんに関する教育、講演、研修及び啓発に関すること。
(9) 医療連携支援センターとの連携によるがんについての相談業務、前方・後方支援 に関すること。
(10) 入院及び外来患者の緩和ケアに関すること。
(11) 入院及び外来患者の骨転移、遺伝性腫瘍、がんリハビリ、がんゲノム、がん生殖医療及びがん循環器診療を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
(12) 入院及び外来患者の乳癌、その他乳腺腫瘍を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
(13) 入院及び外来患者の腎癌、膀胱癌及び前立腺がんを対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
(14) 入院及び外来患者の頭頸部及び頭蓋底腫瘍を対象とする診療及び臨床教育・研究に関すること。
(15) その他がん先端治療部の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（職員）

第４条　がん先端治療部に、次の職員を置く。

(1) 部長
(2) 副部長

(3) 医師
(4) 看護師
(5) 医療技術職員
(6) その他必要な職員
２　部長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
３　部長は、病院長の命を受け、がん先端治療部の運営管理に当たる。
４　副部長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する職員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
５　副部長は、部長の職務を補佐する。
６　その他必要な職員は、部長の名を受け、業務を分掌する。

（選考）
第５条　部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
２　部長及び副部長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
３　病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず。病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
４　部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（構成）
第６条　がん先端治療部に第３条第１項第１号から第７号に掲げる業務を遂行するため、次に掲げる基盤ユニットを置く。
(1) がん薬物療法調整ユニット
(2) 臨床試験調整ユニット
(3) 事務・がん登録ユニット
２　前項第１号のもとに、レジメン審査委員会、外来化学療法センター及びがん薬物療法相談チームを置く。
３　がん先端治療部に第３条第１項第８号から第１１号に掲げる業務を遂行するため、次に掲げる横断的ユニット及びセンター等を置く。
(1) 骨転移診療ユニット
(2) 遺伝性腫瘍ユニット
(3) がんリハユニット
(4) がんゲノム診療ユニット
(5) がん生殖医療ユニット
(6) がん循環器診療ユニット

(7) がん相談支援センター
(8) 緩和ケアセンター
４　がん先端治療部に第３条第１項第１２号から第１４号に掲げる業務を遂行するため、次に掲げる包括的がん治療センターを置く。
(1) ブレストセンター
(2) 腎・膀胱・前立腺がんセンター
(3) みみ・はな・くち・のどがんセンター
５　第１項及び第３項から第４項各号のユニット及びセンターにユニット長、副ユニット長、センター長及び副センター長を置き、病院長が任命する。
６　前項のユニット長、副ユニット長、センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、ユニット長、副ユニット長、センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
７　第５項のユニット長及びセンター長は当該部門及びセンター内における業務を統括する。

（雑則）
第７条　がん先端治療部の運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。
２　この規則に定めるもののほか、がん先端治療部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）
第８条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
１　この規則は、令和元年１０月３日から施行し、令和元年８月１日から適用する。
２　東京医科歯科大学医学部附属病院腫瘍センター規則（平成２４年規則第８２号）は、廃止する。
附　則（令和２年１１月２４日規則第１２６号）
この規則は、令和２年１１月２４日から施行し、令和２年１１月１８日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から適用する。